

○上越教育大学教育研究組織規則

(平成20年2月20日規則第1号)

最終改正 令和4年3月24日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第14条第2項の規定に基づき、上越教育大学（以下「本学」という。）の教育研究組織に関し必要な事項を定める。

(教育研究組織の目的)

第2条 本学の教育研究組織は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在を明確にすることを目的として編成する。

(学系)

第3条 学則第14条第1項の規定に基づく学系は、次の表の左欄に掲げるとおり大学院学校教育研究科に置くものとし、同表の右欄に掲げる主な研究領域を専門分野とする教員によって構成する。

学系	主な研究領域
学校教育学系	教育哲学，教育社会学，道德教育，キャリア教育，生徒指導・教育相談，教育経営学，教育制度・行政学，教育方法臨床，学習過程臨床，情報教育，総合学習，教育実践，教育心理学，発達心理学，学校社会心理学，幼児教育学，幼児心理学，保育内容の研究，生活科教育学
臨床・健康教育学系	臨床心理学，障害児教育学，障害児心理学，障害児生理・病理学，障害児指導法，医学，看護学，養護学
人文・社会教育学系	国語学，国文学，漢文学，国語科教育，書写・書道，英語学，英米文学，英語科教育，小学校英語教育，ドイツ文学，歴史学，地理学，法律学，経済学，倫理学，宗教学，社会科教育
自然・生活教育学系	代数学，幾何学，解析学，応用数学，数学科教育，物理学，化学，生物学，地学，理科教育，野外観察，機械工学，電気工学，情報科学，金属加工学，木材加工学，技術科教育，食物学，被服学，保育学，生活経営学，家庭科教育
芸術・体育教育学系	声楽，器楽，作曲，音楽学，音楽科教育，絵画，彫塑，デザイン，工芸，美術理論・美術史，美術科教育，体育学，運動学，学校保健，保健体育科教育

2 教員は、その専門分野に応じ、現に所属する学系以外の学系に所属を変更することができるものとする。

(学系長)

第4条 学長は、前条第1項に規定する各学系に、学則第18条第1項に規定する学系長を置く。

2 学系長は、学長の命を受けて当該学系における管理運営に係る校務を統括し、当該学系所属教員の服務監督責任を負う。

(副学系長)

第5条 学長は、第3条第1項に規定する各学系に、副学系長を置く。

2 副学系長は、所属する学系の学系長を補佐する。

3 副学系長は、学系長の推薦に基づき当該学系の教授のうちから、学長が指名する。

4 副学系長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学系会議)

第6条 各学系に、当該学系の教員をもって構成する学系会議を置く。

2 学系会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 当該学系の研究に関する事項

(2) 当該学系の運営に関する事項

(3) その他学系長が必要と認めた事項

3 学系会議は、学系長が招集し、その議長となる。

4 議決を要する事項については、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専攻、コース及び領域等)

第7条 学則第14条第1項の規定に基づく専攻は、次の表の左欄に掲げるとおり大学院学校教育研究科に置くものとし、当該専攻に同表の右欄に掲げるコース及び領域を置くものとする。

専攻	コース	領域
教育支援高度化専攻	心理臨床研究コース	心理臨床領域
教育実践高度化専攻	学校教育実践研究コース	学校経営・学校心理領域 学級経営・授業経営領域 道徳・進路・生徒指導領域
	教科教育・教科複合実践研究コース	人文・社会領域 自然科学領域 芸術創造領域 生活・健康領域 教科横断・総合学習領域
	発達支援教育実践研究コース	特別支援教育領域 幼年教育領域 学校ヘルスケア領域

2 教育実践高度化専攻教科教育・教科複合実践研究コースの各領域に、分野を置くことができる。

3 専攻は、当該専攻の教育を担当する教員をもって構成するものとし、複数の専攻で教育を担当する教員にあっては、当該複数の専攻の構成員となるものとする。

(専攻長)

第8条 学長は、前条第1項に規定する各専攻に、学則第19条第1項に規定する専攻長を置く。

2 専攻長は、学長の命を受けて当該専攻の運営に係る校務を統括し、当該専攻における教育の質的水準の維持・向上に取り組むものとする。

(副専攻長)

第8条の2 学長は、第7条第1項に規定する各専攻に、副専攻長を置く。

2 副専攻長は、専攻長を補佐する。

3 副専攻長は、専攻長の推薦に基づき当該専攻の教授のうちから、学長が指名する。

4 副専攻長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(コース長)

第9条 学長は、第7条第1項に規定する各コースに、コース長を置く。

2 コース長は、当該コースの運営に当たるとともに、所属する専攻の専攻長を補佐する。

3 コース長は、専攻長の推薦に基づき当該コースの教授のうちから、学長が指名する。

この場合において、専攻長及び副専攻長は所属するコースのコース長を兼ねることができるものとする。

4 コース長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(領域長等)

第9条の2 学長は、第7条第1項に規定する各領域に、領域長を置くことができる。

2 学長は、第7条第2項に定める分野に、それぞれ分野世話役を置くことができる。

(専攻会議)

第10条 各専攻に、専攻会議を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 当該専攻の教育に関する事項
- (2) 当該専攻の運営に関する事項
- (3) その他専攻長が必要と認めた事項

2 専攻会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 専攻長
- (2) 副専攻長
- (3) コース長
- (4) その他専攻長が指名した者若干人

3 専攻会議は、専攻長が招集し、その議長となる。

4 議決を要する事項については、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(コース会議)

第11条 専攻会議の下に、当該コースの教育を担当する教員をもって構成するコース会議を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 当該コースの教育に関する事項
- (2) 当該コースの運営に関する事項
- (3) その他コース長が必要と認めた事項

- 2 コース会議は、コース長が招集し、その議長となる。
- 3 議決を要する事項については、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学校教育学部の教育組織)

第12条 学校教育学部の教育の実施に当たっては、第7条に規定する専攻及びコースが協力するものとし、当該専攻会議及びコース会議が、専修の教育及び運営に関する事項を併せて所管するものとする。

(教員組織と教育組織の連携等)

第13条 学系長及び専攻長は、教員組織と教育組織の組織的連携体制を担保し、本学における教育研究活動の活性化に努めるものとする。

(細則)

第14条 この規則に定めるもののほか、本学の教育研究組織及びその運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、教育実践高度化専攻の教育実践リーダーコース及び学校運営リーダーコースに置くコース長については、第9条の規定にかかわらず、両コース共通のコース長1人を学長が指名するものとする。
- 3 当分の間、教育実践高度化専攻の教育実践リーダーコース及び学校運営リーダーコースに置くコース会議については、第11条の規定にかかわらず、両コース合同のコース会議を組織するものとし、前項に規定するコース長が議事を運営するものとする。
- 4 この規則の施行後最初に任命される副学系長及びコース長の任期は、第5条第4項及び第9条第4項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとし、再任を妨げない。
- 5 上越教育大学部等の組織運営規則（平成16年規則第6号）は、廃止する。

附 則（平成22年規則第5号（平成22年1月13日））

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第20号（平成27年12月24日））

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、教育実践高度化専攻の教育臨床コース及び教育経営コースに置くコース長については、第9条の規定にかかわらず、両コース共通のコース長1人を学長が指名するものとする。
- 3 当分の間、教育実践高度化専攻の教育臨床コース及び教育経営コースに置くコース会議については、第11条の規定にかかわらず、両コース合同のコース会議を組織するものとし、前項に規定するコース長が議事を運営するものとする。
- 4 この規則の施行後最初に任命されるコース長の任期は、第9条第4項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則（平成31年規則第4号（平成31年3月22日））

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 大学院学校教育研究科の専攻及びコースは、改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、平成31年4月1日前に当該専攻及びコースに在学する者が、当該専攻及びコースに

在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（令和 3 年規則第 6 号（令和 3 年 12 月 8 日））

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大学院学校教育研究科の専攻及びコースは、改正後の第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 4 年 4 月 1 日前に当該専攻及びコースに在学する者が、当該専攻及びコースに在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この規則による改正前の第 8 条の 2 第 4 項及び第 9 条第 4 項の規定に基づき副専攻長及びコース長を任命されていた者は、令和 4 年 3 月 31 日をもって副専攻長及びコース長の任を解除するものとする。
- 4 この規則の施行後最初に任命される副専攻長及びコース長の任期は、第 8 条の 2 第 4 項及び第 9 条第 4 項の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

附 則（令和 4 年規則第 12 号（令和 4 年 3 月 24 日））

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。